

# グループ人権方針

2024年7月  
株式会社 **PILLAR**

## 目次

社是・PILLAR CORE VALUES	3
グループ人権方針	
I. 人権に対する考え	4
II. 対象	4
III. 参考にする人権規範	4
IV. 人権に関する禁止事項	5
V. 安全で働きやすい職場環境	5
VI. 教育	5
VII. 人権デューデリジェンス	5
VIII. 人権への負の影響に対する対応	5
IX. ステークホルダーとの対話	5

## 社是・PILLAR CORE VALUES

### 社是

品質第一  
和衷協力  
一步研究

### PILLAR CORE VALUES

Integrity 誠実	プロフェッショナルとして、高い倫理観を持ち誠実に行動する
Innovation 革新	イノベーションにチャレンジし、より良い未来社会へ貢献していく
Progress 改善・改革	改善・改革を積み重ね、本質的な進化を図っていく
Human Resources 人財	事業活動を通して、高い専門性やリーダーシップだけでなく、社会性も兼ね備えた人財を育む
Team 仲間	多様性のある仲間の知恵や能力により相乗効果が生み出されるチームを作る

# グループ人権方針

株式会社 PILLAR 及びそのグループ会社（以下「PILLAR グループ」という。）は、「"社会を支える" 未来を創る」ため、「今までにない新しい発想は多様な価値観によって生み出される」という考えのもと、人財の多様性を尊重し、持続可能な社会に向けて新たな価値を創造していきます。

その中で、PILLAR グループは世界中の国や地域で事業活動を行う上での人権に関する考え方を明確にするため、「グループ行動指針」に基づき「グループ人権方針」（以下「本方針」という。）を制定しました。グループすべての役員及び従業員（以下「社員」という。）が一丸となって人権尊重を推進することで、あらゆる人々に対する人権尊重の責任を積極的に果たしていきます。

## I. 人権に対する考え

PILLAR グループは、自らの事業活動において、直接または間接的に人権への負の影響を及ぼす可能性があることを理解しています。また、人権への負の影響が発生しないよう最大限に配慮し、当事者意識を持って事業活動を行います。

PILLAR グループは、ステークホルダーによる人権への負の影響が、グループの事業活動に関連していることが疑われる場合には、ステークホルダーに対しても本方針を理解し、人権を尊重し、侵害しないよう働きかけていきます。

## II. 対象

PILLAR グループは本方針に基づき、グループすべての社員をはじめ、当社に関わるすべてのステークホルダーの人権に配慮して事業活動を行います。

## III. 参考にする人権規範

PILLAR グループは国連等で採択された「世界人権宣言」や「国際人権章典」、「労働における基本的原則および権利に関する ILO 宣言」、「ビジネスと人権に関する指導原則」等の国際的な人権規範を参考に、人権尊重を推進します。

その中で事業活動を行うすべての国・地域の法令と国際的な人権規範に矛盾が生じる場合には、国際的に認められている人権規範を尊重します。

## IV. 人権に関する禁止事項

PILLAR グループは、いかなる理由があっても、性別、年齢、国籍、人種等による差別や、あらゆるハラスメント、物理的・精神的虐待、児童労働や強制労働等の不当労働、結社の自由と団体交渉権の制限を一切許容しません。

## V. 安全で働きやすい職場環境

PILLAR グループは、すべての事業活動をはじめ製品、部品、資材等の使用、廃棄に至るすべてのプロセスにおいて人の安全、健康の確保を最優先し、すべての社員が安心して働ける職場環境の構築に努めます。そのため、関連する各種の法令はもちろんのこと、社内の規程、ルール等の自主基準を遵守いたします。

## VI. 教育

PILLAR グループは、すべての社員に対して、本方針及び国際的な人権規範の遵守のために必要な教育を継続的に実施します。

## VII. 人権デューデリジェンス

PILLAR グループは、人権への負の影響を及ぼすリスクを把握・評価し、その取り組みの効果を検証・改善するための一連の仕組（人権デューデリジェンス）を構築し、継続的に実施します。

また、人権への負の影響を及ぼすリスクが評価・確認された場合には、速やかにそのリスクに対する是正・予防措置を実施します。

## VIII. 人権への負の影響に対する対応

PILLAR グループは、人権への負の影響を及ぼすと見込まれる事案が発生した場合やステークホルダーから人権侵害に関する指摘を受けた場合には、直ちに事実確認を行い、当社 HP 等で当該情報と、それに対する是正・予防措置等を適宜開示します。

## IX. ステークホルダーとの対話

PILLAR グループは、人権への負の影響を、人権を専門とした第三者機関に相談するとともに、ステークホルダーとの対話・協議を継続的に実施します。

(付 則)

1. この「グループ人権方針」の制定、改定、廃止は株式会社 PILLAR 取締役会の決議によるものとする。
2. 2023年06月22日制定  
2024年07月01日改訂

■発行 : 株式会社 PILLAR  
■問い合わせ先 : 総務人事部  
TEL : 06-7166-8281 / FAX : 06-7166-8519